

## インフルエンザ対応について

今日現在、園児のインフルエンザ罹患はありませんが、これから本格的な流行の時期を迎えます。その際の園の対応についてお伝えいたします。

欠席のご連絡をいただく時には症状をお尋ねしていますが、流行時には細かくお尋ねをいたします。朝の視診をしっかりとさせていただきますので、お家で変わった様子があれば園にもお知らせいただけるようお願いいたします。また、ご家族が罹患された場合もお知らせください。送迎をされる方が罹患されている場合は、門扉のインターホンを鳴らしてください。玄関先（靴箱の外…すみません）で職員がお子さんの受け渡しをいたします。

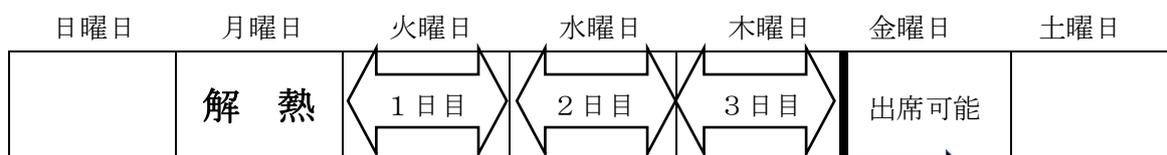
インフルエンザ明けで再登園される際は登園届が必要ですのでご用意ください。その際の日数の数え方ですが、厚労省のガイドラインをお知らせいたします。これに基づきお子さんの様子も合わせて再登園をご検討ください。

※出席日数停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜から登園許可ということになります（図）。

図 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



登園検討

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。



登園検討

発熱の症状が出現

まだまだ体調不良の様子が見受けられる場合は  
お家で様子を見てあげてください。

